

上山市新型コロナウイルス感染症対策 安全対策強化経済活動支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るため、山形県新型コロナ対策認証制度を活用し、安全対策を講じたなかで事業者が積極的な経済活動を推進するため、**認証取得に対する支援金**、さらに**認証取得事業者がプロモーション・新商品開発等に要する経費について支援金**を交付する支援制度を開始します。

認証を取得したら	認証取得後、プロモーション や新商品開発等を実施したら
一律 10万円を支援	実費分 最大10万円を支援

最大で20万円を支援 ※1事業者が複数店舗を持たない場合。

1 支援対象者

市内に事業所や店舗を有する中小企業で、山形県の新型コロナ対策認証制度に基づく認証を取得している事業者

※ 本事業における中小企業とは、各業種において中小企業基本法で定める「中小企業者」、「小規模企業者」とするほか、個人事業者も対象となります。

2 支援対象経費・支援金額

支援対象経費	支援金額
(1) 山形県新型コロナ対策認証制度に基づく認証取得により支給	1店舗につき一律10万円
(2) プロモーション又は新商品・新プラン開発 ①需用費（印刷製本費、広告費等） ②委託費 ③材料費 ④備品購入費 ⑤その他市長が必要と認める経費	実費分 1事業者につき上限10万円

※ (1) は上山市内にある店舗に限ります。

※ (2) は認証を取得していることが前提となります。

※ プロモーションは、販売促進または誘客促進のため、広告物製作またはマスメディア等を活用した広告等を行った場合をいいます。

※ 新商品・新プランは、新規販売または売上げ増を目的として、試作品の製作または新プランの開発もしくは誘客促進を目的としてキャンペーン等の取組をいいます。

※ (2) への支援を希望する方で、材料費及び備品購入費について支援を希望する方は、事業を実施する前に観光・ブランド推進課へご相談ください。材料費・備品購入費であっても対象外経費となる場合があります。

※ 対象経費についてご不明な点があれば、事前にお問い合わせください。

3 事業実施上のご注意

- (1) プロモーションを行う場合は、チラシなどの広報媒体に認証マークを表示したり、山形県新型コロナ対策認証店であることがわかるような掲載をしてください。表示する大きさは問いませんが、判別できる大きさは確保ください。ただし、令和3年8月15日以前に取り組んだプロモーションは、掲載を必ずしも求めません。また、掲載することが困難な場合は、観光・ブランド推進課へ事前にご相談ください。
- (2) 試作品の製作または新プランの開発、もしくは誘客促進のためキャンペーン等の取組を行う場合は、山形県新型コロナ対策認証店であることを積極的にPRすることに努めてください。

4 補助事業実施期間

- (1) 補助事業実施期間
令和3年4月22日（木）から令和3年12月28日（火）まで

5 申請手続

- (1) 申請受付・問合せ先
上山市観光・ブランド推進課 観光振興係 TEL：672-1111（内線191）
- (2) 申請期間
令和3年8月2日（月）から令和3年12月28日（火）＜必着＞
- (3) 申請方法
郵送 住所：上山市河崎一丁目1番10号 上山市観光・ブランド推進課 あて
- (4) 提出書類【1部】

※申請は、認証取得とプロモーション等と分けて申請することもできます。

申請（事業完了後の手続き）

補助金交付申請書（様式第1号）と合わせて次の資料が必要となります。

支援対象	添付すべき書類
①山形県新型コロナ対策認証制度に基づく認証の取得 ※事業者が複数店舗で取得した場合は、取得した店舗ごとを対象。	(ア) 認証を取得したことを証する書類 (イ) 誓約書（様式第2号） (ウ) 認証マークを店舗入口等へ掲示した写真 (エ) 法人の場合は、法人名義（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の口座通帳の写し (オ) 個人事業者の場合は、官公所署が発行した顔写真付の本人確認書類及び申請者本人の口座通帳（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し
②プロモーションまたは新商品・新プラン開発 ※事業者が複数店舗で取組をしても、申請は上限金額（10万円）までとする。 ※（ア）（イ）は、上記支援と同時申請の場合は、省略できます。	(ア) 認証を取得したことを証する書類 (イ) 誓約書（様式第2号） (ウ) 法人の場合は、法人名義（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の口座通帳の写し (エ) 個人事業者の場合は、官公所署が発

※（ウ）（エ）は、上記支援と同時申請で、振込口座が同一の場合は、省略できます。	行した顔写真付の本人確認書類（運転免許証等の顔写真付の本人確認資料の写し等）及び申請者本人の口座通帳（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し （オ） 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し（契約書、領収書（内容記載のあるもの）等） （カ） 製作した成果物又は実施したことがわかる書類
---	---

※ クレジットカードによる支払の場合でも、領収書又は利用明細と引き落とされたことが分かる通帳の写しが必要ですのでご注意ください。

6 審査方法・結果の通知

- （１） 補助対象事業の決定方法
補助対象事業は、十分な審査を行ったうえで、補助金の交付を決定します。
- （２） 結果の通知
結果は補助金等交付決定通知書により通知します。

7 スケジュール（予定）

	実施時期
申請受付	8月2日（月）～12月28日（火）
交付決定	申請書受付後おおむね2週間程度

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

8 その他

- （１） 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- （２） 申請は、認証取得への支援金は1店舗1回までとします。プロモーションまたは新商品・新プラン開発への支援金は、1事業者上限額まで複数回可としますが、原則1回での申請にご協力願います。
- （３） 予算の範囲内において交付するものとします。

ご不明な点がございましたら、事業を実施する前に、
観光・ブランド推進課へお気軽にご相談ください。

電話 023-672-1111 内線 191